

○男鹿市学校運営協議会の設置等に関する規則

平成28年2月10日教育委員会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営に関して市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。

2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。

3 指定の期間は3年とし、再指定することができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 指定を受けた学校(以下「指定学校」)の校長は、当該指定校の運営に関して、毎年度次号に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び学校経営計画の基本方針に関すること。

(2) 教育課程編成の基本方針に関すること。

(3) その他、校長が必要と認める事項

(委員)

第5条 協議会の委員は12名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 指定学校の校長その他の職員

(4) 学識経験者

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他、教育委員会が適当と認める者

2 指定学校の校長は、委員の候補者を推薦することができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会又は指定学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(2) 営利活動、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を不当に利用すること。

(3) その他委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、当該指定学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の議決事項について個人的に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(学校運営等に関する評価及び住民参画の促進等)

第10条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

3 協議会は、その活動の状況等について、地域住民等に対し積極的な情報の提供に努めるものとする。

(教育委員会による指導助言)

第11条 教育委員会は、協議会の運営に関し、その求めに応じて指導及び助言を行うものとする。

2 指定学校の校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

(委員の解任)

第12条 教育委員会は、委員から辞任の申し出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(1) 第7条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(協議会の庶務)

第13条 協議会の庶務は、当該指定学校において処理する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。